（別紙）

申請要件の該当状況について

　次のいずれにも該当している。

⑴　住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

⑵　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。

⑶　前２号の在住期間を算定する場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区の大学へ通学し、東京23区内の企業へ就業した者については、通学期間も本事業の移住元として対象期間とすることができる。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

　　　　　※条件不利地域：次に掲げるいずれかの指定区域を含む市町村をいう。

　　　　　　　　　　　　　・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

　　　　　　　　　　　　　・山村振興法

　　　　　　　　　　　　　・離島振興法

　　　　　　　　　　　　　・半島振興法

　　　　　　　　　　　　　・小笠原諸島振興開発特別措置法

⑷　申請日において、転入後１年以内であること。

⑸　支援金の申請日から５年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

⑹　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑺　日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。